

当事業所の料金内訳

①介護サービス基本料金 + ②加算(選択サービス) + ③体制加算 其他加算 + ④その他 = 料金
(内訳の簡易説明)

- ①基本料金は介護度により異なります。
- ②サービスを行うかどうか選択できます。サービスを行わない場合は算定しません。
- ③各事業所の現在の体制に伴い付加される加算です。利用すれば必ず付加されます。
- ④個別サービスの材料費や紙パンツ等、介護保険給付の対象とならないサービス費です。

介護サービス費の計算方法

介護サービス費 × 10.45(地域の単位) - 介護保険給付費(9割または8割) = 自己負担額
(計算式の説明)

介護サービス費は日本全国統一の単位で決められております。それに地域の単価(堺市中区場合5級地とされており10.45です)をかけ、介護保険給付額(介護保険からの負担額)を引いた額が自己負担額となります。

(例) 介護サービス費基本料金の1日の自己負担額を求める場合

堺市中区在住の要介護1のご利用者で、デイサービス1日での基本料金の自己負担額はいくらになるか？

《自己負担が1割の場合》

$$\frac{656 \text{ 単位(※1)}}{\text{要介護1の基本単位}} \times \frac{10.45}{(\text{地域の単位})} - \frac{6,169 \text{ 円}}{(\text{介護保険給付額 9割})} = \frac{686 \text{ 円(※2)}}{\text{自己負担額}}$$

※自己負担額が1割の場合

自己負担額について

平成27年8月より、所得に応じて自己負担額が変わりました。役所から送付されます介護保険負担割合証で、ご自身(サービスご利用者)の自己負担割合を1割か2割を確認して下さい。介護保険をご利用の方は必ず送られてこられます。届かない方は、直接役所にご確認ください。

① 介護サービス基本単位及び基本料金

《自己負担が1割の場合》

介護度	基本単位	基本料金
要支援1	1,647 単位/月	1,722 円/月
要支援2	3,377 単位/月	3,529 円/月
要介護1	(※1) 656 単位/日	(※2) 686 円/日
要介護2	775 単位/日	810 円/日
要介護3	898 単位/日	939 円/日
要介護4	1,021 単位/日	1,067 円/日
要介護5	1,144 単位/日	1,196 円/日

《自己負担が2割の場合》

介護度	基本単位	基本料金
要支援1	1,647 単位/月	3,443 円/月
要支援2	3,377 単位/月	7,058 円/月
要介護1	656 単位/日	1,371 円/日
要介護2	775 単位/日	1,620 円/日
要介護3	898 単位/日	1,877 円/日
要介護4	1,021 単位/日	2,134 円/日
要介護5	1,144 単位/日	2,391 円/日

② 加算(選択サービス)

【要支援の方】 ※要支援1 要支援2 共通

○運動器機能向上加算

機能訓練指導員によりご契約者の心身等の状況に応じて、運動器機能向上計画を作成し、運動器の機能向上のための訓練を実施します。

《自己負担が1割の場合》

加算名	基本単位	基本料金
運動器機能向上加算	225 単位/月	236 円/月

《自己負担が2割の場合》

加算名	基本単位	基本料金
運動器機能向上加算	225 単位/月	471 円/月

【要介護の方】 ※要介護1～要介護5 共通

○個別機能訓練Ⅱ

機能訓練指導員(理学療法士もしくは看護師)により、ご契約者の心身等の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を機能訓練指導員が実施します。当事業所では個別機能訓練を週1回以上理学療法士が直接実施します。グループ訓練は理学療法士と看護師が連携して実施します。なお行事等の状況によりグループ訓練は休止する場合がございます。個別機能訓練Ⅱはご希望により計画を作成させていただき、実施した日のみ算定させていただきます。

○入浴加算

入浴介助及び手伝いをさせていただきます。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。入浴された場合にのみ算定させていただきます。

《自己負担が1割の場合》

加算名	基本単位	基本料金
個別機能訓練加算Ⅱ	実施日のみ 56 単位/日	実施日のみ 59 円/日
入浴加算	実施日のみ 50 単位/日	実施日のみ 53 円/日

《自己負担が2割の場合》

加算名	基本単位	基本料金
個別機能訓練加算Ⅱ	実施日のみ 56 単位/日	実施日のみ 117 円/日
入浴加算	実施日のみ 50 単位/日	実施日のみ 105 円/日

③ 体制加算 その他加算

【要支援 要介護 共通】

○サービス提供体制加算

サービスを提供する事業所の職員(介護従事者)の専門性やキャリアを評価する加算です。当事業所ではサービス提供体制強化加算(Ⅰ)の加算を算定させていただいており、その要件は介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上である事となっております。

《自己負担が1割の場合》

介護度	基本単位	基本料金
要支援1	72 単位/月	76 円/月
要支援2	144 単位/月	151 円/月
要介護1～5	18 単位/日	19 円/日

《自己負担が2割の場合》

介護度	基本単位	基本料金
要支援1	72 単位/月	151 円/月
要支援2	144 単位/月	301 円/月
要介護1～5	18 単位/日	38 円/日

○介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇改善(賃金改善)を目的として創設された加算です。当事業所では介護職員処遇改善加算Ⅰを算定しています。ひと月にデイサービスで利用した単位の4.0%の1割(一部の利用者2割)を加算するものです。

(例) 要介護1の利用者で、週1回利用し(月4回)全ての加算を算定した場合の、処遇改善加算のみの自己負担額

《自己負担が1割の場合》

$$\begin{array}{ccccccc}
 \underline{32,604\text{円}} & + & \underline{4.0\%} & - & \underline{32,604\text{円}} & - & \underline{90.0\%} & = & \underline{131\text{円}} \\
 \text{保険給付額と} & & \text{処遇改善加算の} & & \text{保険給付額と} & & \text{保険給付額の} & & \text{処遇改善加算の} \\
 \text{自己負担額を} & & \text{算定割合} & & \text{自己負担額を} & & \text{算定割合} & & \text{自己負担額} \\
 \text{含めた金額} & & & & \text{含めた金額} & & & &
 \end{array}$$

③ その他 ※介護保険対象外のサービス費

【要支援 要介護 共通】

項目	品名	基本料金
食材料費	昼食費(おやつ代込)	600円/日
日常必要となる物品	紙パンツ パッド等	実費
レク材料費	ドリル各種 手芸材料費等	実費
複写物	コピー代(1枚)	10円(カラーの場合は別料金)